

重要事項説明書（児童発達支援事業）

1 事業者概要

名 称	株式会社ファーストステージ
所 在 地	千葉県千葉市稲毛区園生町1025-1
法 人 種 別	営利法人
代 表 者 名	橋口 貴良
電 話 番 号	043-305-5211
事 業 内 容	指定居宅介護支援事業 指定訪問介護事業・介護保険法に基づく第一号訪問事業 指定地域密着型通所介護事業・介護保険法に基づく第一号通所事業 指定訪問入浴事業・指定介護予防訪問入浴事業 指定福祉用具貸与事業・指定介護予防福祉用具貸与事業 特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業 福祉サービスコンサルタント事業・住宅改修事業 障害福祉サービス事業・障害児通所支援事業 プライベートサービス事業・福祉人材派遣事業・教育研修事業 その他福祉に関わるサービス

2 利用事業所

名 称	プライマリーclubやちよ
指 定 番 号	1250400296
所 在 地	千葉県八千代市大和田新田476-8 1階（477-11）
電 話 番 号	047-481-8827
通常の事業の実施地域	八千代市

上記以外の地域の方でもご相談ください。

3 事業の目的と運営方針

事 業 の 目 的	株式会社ファーストステージ（以下「事業者」という。）が設置するプライマリーclubやちよ（以下「事業所」という。）において実施する児童発達支援（以下「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員および運営管理に関する事項を定め、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用児童および保護者の意思および人格を尊重し、利用児童および保護者の立場に立った適切な指定サービスの提供を確保することを目的とする。
運 営 の 方 針	①事業者は、利用児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該利用児童の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。 ②事業者は、利用児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用児童及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をする。 ③事業者は、利用児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定サービスの確保並びに質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行うものとする。 ④事業者は、利用児童が指定サービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めるものとする。 ⑤サービスの実施に当たっては、利用児童の保護者の必要な時に必要なサービスの提供ができるよう努めるものとする。 ⑥サービスの実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 ⑦前⑥項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第86号）に定める内容のほか厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長が定める指定児童発達支援に関する指針（以下「児童発達支援ガイドライン」という。）等の関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

4 従業者の職員体制

職 種	資格要件・員数	職務内容
管 理 者	常勤1名（兼務）	管理者は、従業者の管理、サービスの申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行います。
児童発達支援管理責任者	常勤1名（兼務）	児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成し、通所給付決定保護者及び利用児童に説明の上、同意を求める。当該計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に計画の見直しを行うほか、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。また、業務を行うにあたっては、利用児童が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用児童及び通所給付決定保護者の意思をできるかぎり尊重するよう努める。
児童指導員	2名以上	個別支援計画に基づき利用児童および保護者に対し適切に支援等を行います。

※従業者の質的向上を図る為、定期的に研修の機会を設けています。

5 事業所の設備

利用定員	10名	相談室	1室	発達支援室	1室
静養室	1室	事務室	1室	トイレ	1室
送迎車	2台以上				

6 営業日、および営業時間

営業日（日曜日及び12/30～1/3、創立記念日、健康診断（年1回）を除く）	平日	学校休業日	
	月～金曜日	土曜日	春・夏・冬休み期間・祝祭日
営業時間 （サービス提供時間） ※送迎時間を除く	10：00～18：00 （10：10～11：50）	9：00～17：00 （9：40～11：20） （14：10～15：50）	9：00～17：00 （サービス提供なし）

※上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

7 サービス内容および利用料その他費用の額

(1) サービスの内容

- ① 個別支援計画の作成
- ② 集団療育：心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援
- ③ 関係機関との連携：
保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
- ④ 健康状態の確認
- ⑤ 送迎サービス：必要な送迎サービスを行う。
- ⑥ 相談、助言に関すること。
利用児童および保護者に対して相談および助言を行う。

(2) 利用料金

① 障害児通所給付費支給対象サービスに係る利用者負担額

市区町村が定める利用者負担上限月額（サービスに要した総費用額の1割相当額が低い場合には、低い方の額）となります。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

（主な給付費）利用料金の目安（1単位＝10円で算出しています。）

項目	単位数	1日あたりの利用料(障害児通所給付費)	1日あたりの自己負担額(法定代理受領の場合)
区分1（30分以上～1.5時間以下）	901単位	9,010円	901円
区分2（1.5時間超～3時間以下）	928単位	9,280円	928円
児童指導員等加配加算（1）	1日につき187単位	1,870円	187円
児童指導員等加配加算（2）	1日につき152単位	1,520円	152円
児童指導員等加配加算（3）	1日につき123単位	1,230円	123円
児童指導員等加配加算（4）	1日につき107単位	1,070円	107円
児童指導員等加配加算（5）	1日につき90単位	900円	90円
専門的支援体制加算	1日につき123単位	1,230円	123円
福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	1日につき15単位	150円	15円
福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	1日につき10単位	100円	10円
福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	1日につき6単位	60円	6円

※以下は利用した場合にご負担いただきます。

家族支援加算（Ⅰ）イ （月4回を限度）	居宅を訪問（1時間以上）300単位 居宅を訪問（1時間未満）200単位	3,000円 2,000円	300円 200円
ハ 二	事業所に対面 100単位 オンライン 80単位	1,000円 800円	100円 80円
家族支援加算（Ⅱ）イ （月4回を限度）	事業所に対面 1回につき80単位 オンライン 1回につき60単位	800円 600円	80円 60円
子育てサポート加算 （月4回を限度）	1回につき80単位	800円	80円
利用者負担上限額管理加算 （月1回を限度）	1月につき150単位	1,500円	150円
欠席時対応加算 （月4回を限度）	1回につき94単位	940円	94円
送迎加算	片道につき54単位	540円	54円
専門的支援実施加算 （原則月4回を限度）	1回につき150単位	1,500円	150円
個別サポート加算Ⅰ	1日につき120単位	1,200円	120円
個別サポート加算Ⅱ	1日につき150単位	1,500円	150円

送迎加算	片道につき54単位	540円	54円
関係機関連携加算 (Ⅰ) 月1回を限度	1回につき250単位	2,500円	250円
(Ⅱ) 月1回を限度	1回につき200単位	2,000円	200円
(Ⅲ) 月1回を限度	1回につき150単位	1,500円	150円
(Ⅳ) 月1回を限度	1回を限度200単位	2,000円	200円
事業所間連携加算 (Ⅰ) 月1回を限度	500単位	5,000円	500円
(Ⅱ) 月1回を限度	150単位	1,500円	150円
保育・教育等移行支援加算 入所後2回、退所後2回 (居宅と保育所等への訪問を1回ずつ)を限度	1回につき500単位	5,000円	500円
福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	基本単位＋加算単位の1000分の131		
福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	基本単位＋加算単位の1000分の128		
福祉・介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	基本単位＋加算単位の1000分の118		

なお、サービス提供に要する額として、事業所が保護者に代わり市区町村から受領した障害児通所給付費の額については、書面にて保護者にその都度通知します。

② 自己負担によるサービスについて

活動にかかる材料費、その他施設外活動等でかかった費用	実費相当額
記録の複写費	実費相当額

※費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとします。

③ 欠席時の対応について

急病等により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に欠席の連絡をいただいた場合について、電話等により利用児童の状況を確認し、次の利用の相談援助を行い、その内容を記録した場合は、欠席時対応加算を算定させていただきます。

④ 法定代理受領サービスであるときは厚生労働大臣の定める基準により算出したサービス利用料金の1割が利用者負担額となります。ただし、支給決定の範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

⑤ 法定代理受領によらず償還払いを希望される場合は、サービスに係る費用をお支払い頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、サービス提供証明書を市区町村に提出すると差額の払い戻しを受けることができます。

※事業所の所在地により**地域加算料金**として下記の単価にて料金を算出します。

事業所所在地	分類	単価
八千代市	5級地	1単位＝10.60円

(3) 料金の支払方法

料金の支払方法は、毎月月末締めとし、翌月15日までに当月分料金の請求書を発送いたします（郵送の関係で到着が遅れる場合がございます）ので、27日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

※お支払い方法は、口座自動引落とさせていただきます。他の方法をご希望の場合はご相談ください。

8 サービスの利用のための留意事項

- (1) 室内外の機器等の使用にあたっては、従業者の指示に従うこと。
- (2) 火気の取り扱いに注意すること。
- (3) けんか、口論その他、他人の迷惑となるような行為をしないこと。
- (4) 貴重品の管理は保護者の責任において管理すること。
- (5) 感染症等対策の為、事業所の判断で利用児童等にマスク着用をお願いする場合や従業者がマスクを着用している場合があります。ご了承ください。
- (6) 自然災害等により利用者様宅への移動が困難となった場合、急遽サービス提供を中止させていただく場合があります（台風による強風・道路の冠水、地震による道路の異常、大雪による積雪や路面の凍結等）。
- (7) 事業所の事前の許可なく事業に関連して、写真撮影、録音又は録画等一切不可といたします。またSNS等で事業所情報、利用者やスタッフの個人情報、プライバシー情報なども発信できません。事業所が不適切と判断した事項については、直ちに削除又は修正をお願い致します（投稿等により、事業所の信用を毀損又は事業所に損害を与えたとき、或いは情報漏洩にあたる場合には法的処分を下す場合があります）。
- (8) 職員への次のようなハラスメントは固くお断りします。ハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。当事業所内の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。
 - ①身体的暴力…身体的な力を使って危害を及ぼす行為。例：コップをなげつける。たたく。唾を吐く。
 - ②精神的暴力…個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為。例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。
 - ③セクシャルハラスメント…意に沿わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的ないやがらせ行為。例：必要もなく手や腕をさわる。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す。
- (9) その他、業務上必要な指示に従うこと。

9 安全計画の策定

事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、設備の安全点検、従業者、利用児童等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、定期的に見直し及び変更を実施します。安全の確保に関して保護者と連携するため、保護者に対し安全計画の内容等について周知し、次の措置を講じるものとします。

- (1) 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 事業者は、利用児童の事業所外での活動、移動のために自動車を運行するときは利用児童の乗降の際に、点呼及び運転確認表にて利用児童の所在を確認します。

- (3) 事業者は、利用児童の送迎自動車（2列シート以下を除く。）を運行するときは、当該自動車にブザー装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（降車の際に限る。）を行います。

10 緊急時の対応

従業者は、サービスの提供を行っているときに利用児童に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関等又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。さらに、重大な事故が発生した場合は、都道府県、市町村に報告いたします。

緊急時、従業者は要請した救急車両への同乗はできません。救急車両要請時、下記対応をさせていただきます。

- ・緊急連絡先への連絡
- ・救急隊へ既往歴や内服薬の伝達
- ・救急隊へ緊急連絡先の伝達

11 協力医療機関

事業所は、下記の医療機関と協力し、利用児童の病状の急変等に備えています。

医療機関名	医療法人思誠会 勝田台病院
所在地	千葉県八千代市勝田622-2
電話番号	047-482-3020

12 非常災害対策及び業務継続計画の策定

事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する計画を立て、関係機関への通報及び連絡体制を整備し、従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

事業者は、感染症や災害に関する業務継続計画を策定し、定期的に研修、訓練を実施します。

13 第三者評価について

事業所は、第三者評価を実施しておりません。

14 虐待の防止・身体拘束等の禁止のための措置

事業者は、利用者に対する虐待の未然防止と早期発見に努めるため、迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとします。また、虐待を発見した場合は、市役所等へ報告いたします。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定 担当 ●●
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施。
- (3) 虐待防止対策委員会/身体拘束等適正化対策委員会を定期的に開催し、検討結果を従業者に承知。

15 自己評価結果等公表について

事業者は、概ね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びにその改善内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとします。

16 サービス内容に関する苦情

- (1) 事業所ご利用に関する相談・苦情担当
担当窓口 : 管理者 ●● 連絡先 : 047-481-8827

- (2) その他

事業所以外に、市区町村の相談・苦情窓口等に苦情申し出ができます。

千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会	電話 043-246-0294
千葉県庁 健康福祉部障害福祉事業課療育支援班	電話 043-223-2336
八千代市役所 障害者支援課	電話 047-483-1151

年 月 日

【事業所】

サービスの提供にあたり、保護者に対して重要事項を説明致しました。

〔住 所〕 千葉県八千代市大和田新田476-8 1階 (477-11)
〔名 称〕 株式会社ファーストステージ プライマリーclubやちよ
〔代表者名〕 代表取締役 橋口 貴良
〔代理人〕 所長 ●● 〔説明者〕

【契約者】

私は、事業所からサービスについての重要事項の説明を受けました。

〔住 所〕 _____

〔保護者氏名〕 _____ 利用児童との関係 ()

〔利用児童氏名〕 _____